

6 分限及び懲戒の状況

6-1 分限処分（地方公務員法第28条）

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、**一定の事由**がある場合に、本人の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす処分で、免職、休職、降任及び降給の4種類があります。

「一定の事由」とは、次のような場合です。

- | | |
|-------------|--|
| 「免職又は降任」・・・ | ①勤務実績が良くない場合
②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
③その職に必要な適格性を欠く場合
④職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 |
| 「休職」・・・ | ①心身の故障のため、長期の休養を要する場合
②刑事事件に関し起訴された場合
③条例で定める事由に該当する場合 |
| 「降給」・・・ | 条例で定める事由に該当する場合 |

令和6年度における分限処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

処 分 の 種 類 処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			249		249
職に必要な適格性を欠く場合	1				1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由による場合					
合 計	1		250		251

※1 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

※2 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

6-2 懲戒処分（地方公務員法第29条）

懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、公務員関係における秩序を維持するために任命権者が、職員の道義的責任を追及して科す処分です。

「一定の服務義務違反」とは、次のような場合です。

- ① 地方公務員法などの法律や地方公共団体の条例などの規程に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和6年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

（単位：人）

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	5	4	4	9	22
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	7	5		1	13
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3	1	3	7	14
合 計	15	10	7	17	49

※ 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

6-3 行為別懲戒処分者数

「6-2 懲戒処分」の具体的な事由は、次のとおりです。

（単位：人）

処分の種類 処分の具体的な事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与等に関する不正					
一般服務義務違反関係 （職務命令違反、事務処理ミス等）	3	3	1		7
一般非行関係 （金銭・異性関係の非行等）	2	1	2	4	9
収賄等関係 （収賄、横領等）				2	2
道路交通法違反 （無免許運転（失効）、飲酒運転等）	1	1	2	3	7
監督責任	5	4			9
合 計	11	9	5	9	34